

学生各位

大阪医療福祉専門学校
新型コロナウイルス対策委員会

新型コロナウイルス感染防止に対処した授業に関する学生注意事項 IX

令和5年3月13日以降、マスク着用に関しては、個人の主体的な選択を尊重し、個人の判断に委ねることになりました。医療専門職を目指している学生として、以下の注意事項を守って行動してください。

記

注意事項

1. マスク着用に関しては、自己判断とする。
ただし、演習（GW含む）・実習授業時は、マスク着用をすること。
2. 通学ラッシュ時など、混雑した電車・バスに乗車する時は、マスクの着用を推奨する。
3. 37°C以上の発熱や風邪症状が認められる場合は、必ず学校へ連絡し欠席すること*。
原因が分かるまでは、自宅待機とし静養に努め、原因が分かり次第学校へ報告すること。
注）*直近2週間の検温による平熱が37°C以上あることが証明できる場合は、この限りでない。

公欠に関して（令和5年5月8日 新型コロナウイルスが5類引き下げになるまで）

以下に該当する場合は、公欠扱いとする。

1. 学生本人や同居家族に発熱・風邪症状があるとき
原因が分かるまでの期間と原因が新型コロナウイルスを含む法定伝染病の場合
2. 同居家族にコロナウイルス濃厚接触者が出たとき
家族のPCR検査陰性が証明されるまでの期間
若しくは、住居内で感染対策を講じた日から5日間（6日目解除）
3. 学生がコロナウイルス濃厚接触者に特定されたとき
当該感染者の発症日（当該感染者が無症状（無症状病原体保有者）の場合は検体採取日）
又は当該感染者の発症等により住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として、5日間（6日目解除）
4. 学生がコロナウイルスに感染したとき
医師および保健所から外出許可指示が出るまでの期間
5. コロナワクチン接種時とそれに起因すると思われる副反応がみられたとき
6. その他
発熱・風邪症状発症後、学生自身がPCR検査を受けることができない場合の対応
 - ① 抗原定性検査にて陽性の場合は、コロナ陽性とみなす。
 - ② 症状発症日を0日とし、2日目・3日目の抗原定性検査にて2回連続陰性の場合はコロナ陰性とみなし、症状消失後、登校を許可する。
 - ③ 臨地実習にかかわる場合は、実習施設の基準に従う。

注）いずれの場合も学校に報告し、指示を仰ぐこと

以上